

限度額設定型貿易保険運用規程・新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00019 沿革 <u>平成 25 年 3 月 18 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条、第 2 条 (略)</p> <p>(保険契約の締結等)</p> <p>第 3 条</p> <p>1 ～ 4 (略)</p> <p>5 約款第 8 条第 5 項に規定する被保険者は、保険利用者名 (シッパーコード) ごととする。</p> <p>第 4 条～第 17 条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成25年 4 月 1 日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00019 沿革 (略)</p> <p>第 1 条、第 2 条 (略)</p> <p>(保険契約の締結等)</p> <p>第 3 条</p> <p>1 ～ 4 (略)</p> <p>5 約款第 8 条第 6 項に規定する被保険者は、保険利用者名 (シッパーコード) ごととする。</p> <p>第 4 条～第 17 条 (略)</p>	